**○外務省告示第四十三号**

ベナン共和国政府は、平成六年十二月九日にニューヨークで作成された「国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約」の加入書を平成二十九年十一月二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年十二月二日にベナン共和国について効力を生じた。

（平成二十九年十一月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年二月二十日

外務大臣　河野　太郎

**○財務省・農林水産省告示第二号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 | 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 十二年以下 | 年二厘 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年二厘二毛 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年二厘五毛 |
| 十四年を超え二十五年以下 | 年三厘 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 十三年以下 | 年二厘 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年二厘三毛 |
| 十四年を超え二十五年以下 | 年三厘 |

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 十二年以下 | 年二厘 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年二厘二毛 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年二厘五毛 |
| 十四年を超え三十五年以下 | 年三厘 |

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 十三年以下 | 年二厘 |
| 十三年を超え十四年以下 | 年二厘三毛 |
| 十四年を超え三十五年以下 | 年三厘 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第三百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十九年十一月十五日農林省告示第千七十五号（六に係るものに限る。）、平成三年八月二十七日農林水産省告示第千百七号（三に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市梓河内字八講師一五〇一から一五〇四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九八から一五〇〇まで、一五〇五から一五一〇まで、一五一一の一、一五一一の二、一五一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市清滝字天王谷一〇一九から一〇三七まで、一〇一九の一、字北谷一〇三八から一〇四九まで、一〇四八の一、一〇四八の二、一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五〇の四、一〇五〇の五、一〇五一、一〇五三から一一〇四まで、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備